

1 法令名（日・英）

騒音基準に関する環境大臣令（1996 年第 48 号）

Decree of the State Minister of Environment, Number: KEP-48/MENLH/11/1996
regarding Noise Level Standard

2 制定年月

1996 年 11 月

3 発効年月

1996 年 11 月

4 法令の概要

4.1 目的

騒音を人間の健康や環境に害を及ぼさないレベルに制限する

4.2 規制対象

事業や活動を営む者

4.3 規制内容（基準値がある場合は基準値など）

事業や活動を営む者は、

- 騒音基準を遵守し、
- 騒音防止設備を設置し、
- 騒音モニタリング結果の報告を最低 3 ヶ月に 1 度、知事と大臣の他、環境対策や関連技術などを担当する関連機関に提示する。

騒音基準

土地利用/活動環境	騒音レベル dB(A)	土地利用/活動環境	騒音レベル dB(A)
a 土地利用		b 活動環境	
1. 住居及び居住	55	1. 病院又は同等の活動	55
2. 商業及びサービス	70	2. 学校又は同等の活動	55
3. 事務所及び商業	65	3. お祈り所又は同等の活動	55
4. 緑地	50		
5. 工業	70		
6. 官庁及び公共施設	60		
7. レクリエーション施設	70		
8. 特定施設:			
空港	*		
駅	*		
港	70		
文化財	60		

注:* 運輸通信省の関係規制を適用。

5 出典

Ministry of Environment Republic of Indonesia and Japan International Cooperation Agency. Decree of the State Minister of Environment Number Kep-48/MENLH/11/1996 Regarding Noise Level Standard.